一/般/質/問　町政を問う！

答弁中の中嶋町長

3　文化

困難な状況

猪谷 繁幸　議員

問

私たちが住む須恵町は、すばらしい歴史ある町です。江戸時代には、御典医と眼病人宿が点在していましたが、時代の流れとともに家屋の建て替え等が進み、今は昔のおもかげを偲ぶことができません。

歴史民俗資料館には、当時使用されていた貴重な道具等が保存、展示されていますが、これだけではただの道具でしかないと思います。

財政的な問題もあるとは思いますが、現存している歴史的家屋等の保護に力を入れ、観光の目玉として整備していけば、何もない町ではなく、歴史ある町として大きく躍進でき、財政的にも十分採算が取れるのではないかと考えます。

答　中嶋町長

本町には、町・県指定文化財の歴史的建造物はありません。

江戸時代にさかのぼる古民家が2軒現存していますが、1軒は取り壊したいとの意向です。文化財登録には文化庁の調査と所有者の同意が必要であるため、所有者の方のご意向をお聴きしたいと考えています。

バーチャルリアリティにより、歴史的建造物を復元する手法を用いている自治体もありますが、眼病人宿については十分な資料が残っておらず、資料がない中での歴史的考証は技術的にも財政的にも難しい状況です。

昨年、須恵町文化遺産活用実行委員会で「道の記憶」という映像記録（上須恵・須恵の眼科の歴史に関する説明）を作成しています。みんなの力で、できるものを残していければと思います。

観光は「消費財」であるのに対し、文化財は「未来永劫残すべき財産」です。

町外から人を呼ぶことも大切ですが、講演会や史跡めぐり等を通じて、言い伝えや物語などを含め、町内の方々に本質を変えることなく伝えることこそが歴史遺産であると考えています。

眼療医に関する貴重な資料（須恵町歴史民俗資料館）

4　雇用

採用試験を実施

三上 政義　議員

問

『障がい者の雇用の促進等に関する法律』に基づき、民間企業・国・地方公共団体は、それぞれの法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないとされています。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体または知的障がい者で、国や地方公共団体の法定雇用率は2・3％、この計算式を須恵町に当てはめると1・87％となります。福岡労働局が取りまとめた平成28年の障がい者雇用状況の集計によると、須恵町は基準に達していますが、雇用環境や今後の取り組み等についてお伺いします。

答　満行総務課理事

町職員の障がい者の雇用状況として、福岡労働局に2人を報告しています。

当該職員は、他の一般職員と同じように一般事務を行っています。サポート体制などについては、相談・要望もなく、職場の施設環境に改善が必要という状況はありません。

障がい者の在職人数は、法定雇用率の2・3％で計算した場合、2人で不足することはありませんが、実雇用率は1・87％と法定雇用率を下回っていますので、今後、改善の必要があると考えています。

今年の9月に、障がい者を対象とした採用試験を実施し、年齢を40歳まで広げて募集をする予定です。須恵町で働いてみたいという方がいらっしゃれば是非とも受験していただきたいと思います。

町内企業における障がい者の雇用状況は、町では把握していません。

平成２９年度

須恵町職員採用試験案内

平成２９年 ７月 ３日
須 恵 町 総 務 課

１．試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	仕事の主な内容
一般事務Ａ	４名	一般行政事務に従事します
一般事務Ｂ（身体障がい者対象）	１名	

（注）採用予定人数は変更になる場合があります

２．受験資格

（１）年齢等

試験区分	受験資格
一般事務Ａ	昭和６３年４月２日から平成１２年４月１日までに生まれた人
一般事務Ｂ（身体障がい者対象）	昭和５２年４月２日から平成１２年４月１日までに生まれた人で、身体障害者福祉法第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人のうち次の①、②のいずれの要件にも該当する人 ①自力で通勤ができ、かつ介護者なしに一般行政事務職員として職務の遂行が可能な人 ②活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応できる人

8月１８日まで受付
（問い合わせ先：総務課　☎ 932-1152）